

第 2 3 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 2 年 6 月 8 日 (月) 柏市 農業委員会 総会 を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂 が 招集 した。

2 場所 本庁 舎別館 4 階 第 5 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席 した 委員 は 次 の と お り で あ る。

< 農業 委員 >

1 番	坂 卷 洋 行	2 番	飯 野 文 夫
3 番	飯 塚 恒 男	4 番	岡 田 英 夫
5 番	大 宮 茂 男	6 番	染 谷 茂
7 番	山 崎 明 久	8 番	成 嶋 君 美
9 番	石 井 マサ子	1 0 番	金 子 幸 司
1 1 番	酒 卷 寿 雄	1 2 番	谷 田 貝 和 代
1 4 番	程 田 平	1 5 番	橋 本 英 介
1 6 番	村 越 等		

1 6 名 中 1 5 名 出 席

< 農地 利用 最適 化 推進 委員 >

2 0 番	相 模 農 夫 男	2 5 番	富 澤 英 三
2 6 番	友 野 博 之	3 1 番	秋 谷 昌 治

1 5 名 中 4 名 出 席

4 欠席 した 委員 は 次 の と お り で あ る。

1 3 番	遠 藤 秀 生	1 7 番	栗 原 豊
1 8 番	砂 川 晴 彦	1 9 番	木 村 寿
2 1 番	坂 卷 儀 治	2 2 番	関 根 勝 敏
2 3 番	浜 島 照 雄	2 4 番	小 川 克 己
2 7 番	増 田 直 晴	2 8 番	染 谷 茂 幸
2 9 番	山 野 辺 守	3 0 番	石 井 一 美

5 出席 した 事務局 職員 は 次 の と お り で あ る。

局 長	大 野 功
次 長	寺 嶋 浩
副 主 幹	原 田 圭 介
主 任	波 田 野 峻

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その2）
- 議案第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第 6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況の確認について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (4) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について
- (5) 生産緑地地区の買取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより第23回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中15名、推進委員15名中4名の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思います。

選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

飯塚恒男委員，岡田英夫委員，よろしく願いいたします。

議長 次に，日程２，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は第３調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，坂巻洋行委員長，よろしく願いいたします。

坂巻洋行委員長 マスクをしているので，ちょっと聞き取りづらいことがあるかと思いますが，よろしく願いします。

農地第３調査会は，去る５月２６日，６月２日，令和２年度第３回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第５条４件，非農地証明１件，主たる従事者証明１件について，現地調査並びに面接調査を行いました。現地調査については，新型コロナウイルス感染抑止を目的として，会長，事務局職員２名，私坂巻の計４名で実施しました。

次に，令和２年２月に開催された第１９回総会の議案第１号から２号の８件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程３，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を坂巻委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は2ページからになります。

本件は、賃貸借権の設定による自動車ストックヤード用地への転用許可申請です。

申請地は、塚崎の畑1筆3, 306㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、愛知県豊田市に本社を置く自動車販売業を営む法人で、同社のオークション会場に隣接する申請地へ、事業拡張に伴い、手狭となったストックヤードを増設する計画に至ったものです。賃借期間は20年です。

計画では、オークションに出品する車両153台を収容する予定で、場内は再生砕石敷きの上、アスファルト舗装とし、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は敷地内に浸透貯留区画を設け、オーバーフロー分は既設の側溝へ放流し、周囲はフェンスのほか、一部コンクリート土留めを設け、土砂等の流出を防止します。また、新設するゲート1か所には、出入口バーを設置します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可順である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するよ

うに伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

村越委員 村越です。

平米幾らで買ったことになっているのでしょうか。賃貸だけれども。

坂巻洋行委員長 平米●●円。

議長 よろしいですか。

村越委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

この5ページの図面で、一時的に雨水が貯留できる箇所というふうになっているんですけども、これ、何cmぐらいたまるような計算になっているのでしょうか。

坂巻洋行委員長 ●●cmだったと思います。

酒巻委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は7ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う車両置場兼資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、大井の畑1筆718㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、市内でタイヤ販売を営む法人で、本店の作業量増加に伴い、近接する資材置場が手狭となったため、既存の資材置場近くの申請地へ、新たに資材置場兼駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画では、資材として中古タイヤ及びホイルのほか、営業車4台を収容する予定で、敷地内は砕石敷き、出入口部分のみコンクリート打ちとするものです。土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲はブロックで囲い、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

飯野委員 飯野です。

中古タイヤ置場ということ、これは、外したやつ、それとも、ホイ

ルくっついたやつ。よく火災や何か方々でタイヤ置場あるけれども、その辺は大丈夫なのかな。

坂巻洋行委員長 この譲受人の方は、トラックとか、ああいうタイヤを交換する業務をやっていて、そういうタイヤのストック置場とか。

飯野委員 営業していて、その営業、外したやつやつのストック置場ということ。すぐ、そこからまたどこかへ持って行って、処理するという状況。

坂巻洋行委員長 一時置いておく。

飯野委員 一時置場でね。

もう何年も前に、柏インターのところでもタイヤ火災あったんだよね。時々そういうのあるから。

それよりも、一時置場という形ですね。

坂巻洋行委員長 そうですね。

飯野委員 はい、分かりました。

坂巻洋行委員長 この反対側にも、一応置場というか、タイヤのやつがあるんですけども。

飯野委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、2番を承認いたします。
次の審議に入ります。

3番と4番は一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を坂巻

委員長， よろしくお願ひいたします。

坂巻洋行委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は11ページからになります。

本件は，売買による所有権移転を伴う駐車場への転用許可申請です。

申請地は，手賀の畑6筆1，760㎡で，ほかに農地以外の土地97㎡を加えた，合計1，857㎡を事業計画地とするものです。おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地であることから，第1種農地と判断しましたが，既存施設の拡張で，拡張面積が既存面積の2分の1を超えないため，許可の例外と認めるものです。

譲受人は，公園墓地を運営する宗教法人で，墓参客の増加に伴う既存駐車場の不足を補うため，墓地に隣接する申請地へ新たに駐車場を増設する計画に至ったものです。

計画では，車両39台を収容する予定で，敷地内は浸透性アスファルト舗装とし，土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として，雨水は自然浸透，集水ます1か所を設け，オーバーフロー分は既設側溝へ放流します。周囲は既存コンクリート塀及びフェンスを生かしつつ，一部新たにコンクリートブロックを設け，出入口付近の勾配両側に型枠ブロックを設置し，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第3調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番と4番について，何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありました。3番と4番を承認いたします。
議案第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。
挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。
議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いの送付について」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。
(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。
それでは、審議に入ります。
1番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番について、ご報告します。
調査会資料は15ページからになります。
本件は、宅地への地目変更登記するための農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請です。
申請地は、布瀬の畑1筆667㎡で、現況は宅地です。
申請者は、平成20年12月、相続により所有権を取得しましたが、昭和46年頃から宅地として使用していたとのことです。
平成8年撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま、20年以上宅地として利用されていると判断できます。
この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分は受け

ておりませんが、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第3調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は18ページからになります。

本件は、豊四季在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、豊四季の畑2筆3,072㎡です。

申請理由は、令和2年5月、農業経営に欠くことのできない申出者の妻が、病気により運動能力が著しく低下し、農業に従事することが不可能であると医師に診断され、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第3調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について(その1～その2)」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます

議案第4号(その1)につきましては、橋本委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除外を求めます。

(橋本英介委員退席)

議長 それでは、議案第4号(その1)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、染井入新田に所在する農地所有適格法人が鷺野谷の田1筆、面積1,000㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認いたします。

議案第4号(その1)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

橋本委員の除斥を解除いたします。

(橋本英介委員入場)

次に、議案第4号(その2)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第2番は、布施に在住の農業者が弁天下の田2筆、合計面積5,723㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第3番は、布施に在住の農業者が布施の畑1筆、弁天下の畑1筆、合計面積3,227㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第4番は、豊四季に在住の農業者が藤ヶ谷の畑1筆、面積2,166㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第5番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃貸借権の設定を受ける者は、印西市に所在する農業者で、布瀬の田7筆、千間橋の田1筆、合計面積8,872㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

続きまして、所有権移転の案件です。

計画番号第1番から第4番は、花野井に在住の農業者が弁天下の畑5筆、合計面積4,897㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画養成の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。
何か質問はございませんか。
はい、どうぞ。

酒巻委員 利用権設定の4番の豊四季の農業者の方は、●●さんでしょうか。

谷田貝委員 そうです、●●さんです。

議長 そのほかございませんか。
よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認いたします。
議案第4号(その2)を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。
挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。
ご苦労さまでした。

(農政課退席)

議長 次の議案に入ります。
議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番と2番について、調査結果の報告を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が結果報告)

議長 ありがとうございます。

調査結果の報告がございました。

1番と2番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番と2番を承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況の確認について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括及び議案説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

調査結果の報告を事務局に求めます。事務局，お願いします。
(議長の指名で事務局が結果報告)

議長 ご苦労さまでした。
調査結果の報告がございました。
何か質問はございませんか。

岡田委員 岡田ですけれども，これ，調査の結果，農地として利用されていなかった場合は，罰則等はあるんですか。

議長 事務局，お願いします。

事務局 農地として利用されていなかった場合は，その旨を税務署に報告し，遡って納税猶予が取り消されることになると思います。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので，承認します。
議案第6号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。
挙手全員であります。

議長 以上をもちまして，本日の議案審議は全部終了いたしました。

議長 次に，報告事項がございますので，一括して事務局に説明を求めます。事務局，お願いします。
(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 ありがとうございます。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

7月の予定を申し上げます。

6日月曜、7日火曜が調査会で、6日は午前9時から、7日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は農地第4調査会です。

10日金曜日が総会で、午後2時から、別館第5会議室でございます。

慎重審議、ありがとうございます。

以上をもちまして、第23回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時50分閉会)